

事後審査型条件付一般競争入札（地元企業育成枠）試行的実施に係るガイドライン

このガイドラインは、地域社会への貢献、自然災害等への対応及び社会基盤の適正な維持管理の担い手となる市内業者の育成を図ることを目的として、令和 8 年 9 月以降に発注する建設工事の一部について、試行的に地元企業育成枠を設けて発注するため、必要な事項を定めるものです。

1. 地元企業育成枠の設定

上記目的に御賛同いただける市内業者が優先的に参加できる入札枠のことで、桑名市（上下水道部を含む。以下同じ。）発注の建設工事の一部に当該入札枠を設定します。

なお、今年度は試行的に実施するため、土木一式工事のうち、予定価格 5 0 0 万円以上 5, 0 0 0 万円未満の工事を対象としつつ、令和 8 年度に発注する件数の 5 割を超えない範囲で設定します。

2. 現行の事後審査型条件付一般競争入札との違い

基本的な流れは、現行の事後審査型条件付一般競争入札と同じですが、入札参加資格要件の 1 つとして、新たに発注者別評価点（桑名市独自評価点）を追加します。

従って、落札候補者となった段階で、当該評価点を確認するための資料を新たに御提出いただきます。

3. 発注者別評価点（桑名市独自評価点）とは

経営事項審査のような全国一律の基準による評価値ではなく、桑名市独自の評価項目に基づく評価値のことを言います。

なお、試行的実施に当たっては、総合評価落札方式（特別簡易型）における評価項目の一部を同様に評価して評価点を算出し、発注公告に記載した点数以上の評価点があることを入札参加資格要件として設定します。

※ 桑名市独自評価点の詳細は、別紙を御覧ください。

4. 桑名市独自評価点を確認するための資料

落札候補者となった場合は、桑名市独自評価点を確認するための資料として、通常の入札参加資格確認資料と併せて、桑名市事後審査型条件付一般競争入札（地元企業育成枠）実施要綱第 3 条第 2 項に定める次の書類を御提出いただきます。

- (1) 桑名市独自評価点申告書（様式第 1 号）
- (2) 施工体制（地元業者施工率）届出書（様式第 2 号）
- (3) 様式第 1 号に記載した事項を証するものの写し

5. 地元企業育成枠により発注した工事の取扱い

- (1) 受注機会の均等化を図るため、同年度に地元企業育成枠として発注した工事を受注できるのは、1 業者につき最大 3 件までとします。
- (2) 桑名市では、現場専任を要しない工事において、1 人の主任技術者が兼任できる工事件数については、兼任する工事の契約金額の合計が 4, 5 0 0 万円（建築一式工事のみの場合は 9, 0 0 0 万円）未満の場合に限り、他の官公庁（※）発注の工事を含み 3 件まで兼任を認めていますが、地元企業育成枠として発注した工事は、この範囲外（カウント対象外）とします。
※ 官公庁とは、国の機関（独立行政法人、公団、事業団その他政令で定める法人を含む。）、都道府県、市町村及び建設実績情報のコリンズ・テクリス登録システム利用規約第 3 条第 1 項第 10 号に規定する公共機関等を指します。
- (3) 競争性を確保する観点から、同年度に地元企業育成枠として発注した工事で、入札参加者が 1 者の入札が連続する場合は、当該年度における以降の入札において、既に公告しているものを除き、通常の一般競争入札に切り替える場合があります。
- (4) 上記 4 により御提出いただいた資料において、虚偽又は事実と異なる内容が判明した場合は、指名停止等の措置を講じる場合があります。

なお、申告時に届け出いただいた地元業者施工率が完成時に下回ったことが判明した場合において、当該評価点を除いてもなお発注公告に記載の桑名市独自評価点を満たしていれば、入札参加資格上の問題は生じませんが、ペナルティとして、当該工事の完成日の次年度に、地元企業育成枠として発注した全ての工事の入札参加を不可とします。

【桑名市独自評価点】評価項目・評価基準等

項目分類 (大項目)	評価項目 (中項目)	評価基準 (小項目)		配点	評価点	評価の方法等
企業要件	工事成績	過去 3 年間の平均工事成績		20点	75点以上：20点 70～74点：15点 65～69点：10点 60～64点： 5点 上記以外： 0点	過去 3 年間に竣工した桑名市又は三重県発注の工事に係る発注業種毎の平均工事成績により評価します。 いずれの平均工事成績を採用するかは、入札参加者の選択によります。 桑名市の平均工事成績は、発注年度の前年度、前々年度及び前々前年度に竣工した工事を対象とし、市で算出した点数（算出過程で小数点以下の端数が生じる場合は当該端数を切捨て）を使用します。 三重県の平均工事成績は、毎年度、三重県が公表する 6 月 1 日適用の三重県建設業者格付けの基となる土木一式工事の工事成績平均点を補正（9 割掛け）した上で使用します。 なお、桑名市の工事成績が 1 件の場合は当該点数を平均工事成績とし、工事成績がない場合は評価の対象としません。 【確認書類】 「桑名市独自評価点申告書（様式第 1 号）」への記載のみで、確認書類は不要です。
	地 域 ・ 社会貢献	カフェテリア方式（最大 3 項目まで自由に選択可）	① 公共施設美化活動実績	15点	3 つ該当：15点 2 つ該当：10点 1 つ該当： 5点 該当なし： 0点	桑名市アダプトプログラム実施要綱に基づき市長と合意書を取り交わした事業者等が、令和 7 年度に環境美化活動を行った場合に評価します。 【確認書類】 桑名市アダプトプログラム実施要綱第 4 条第 3 項に規定する様式第 2 号「環境美化活動に関する合意書」の写し及び同要綱第 1 1 条第 1 項に規定する様式第 5 号「環境美化活動実施報告書」の写しを提出してください。ただし、桑名市で受け付けていることが分かるものとします。
			② 次世代育成支援活動実績			就業規則等に育児休業制度が規定されている場合に評価します。 就業規則等に、育児休業制度に関する項目のほか、対象となる労働者の範囲、取得に必要な手続き、育休期間及び育児休業中の賃金の支払いの有無等が規定されている場合に評価の対象とします。 【確認書類】 育児休業に関する規定の写しを提出してください。ただし、事業所名、労働基準監督署の受付印及び規定の適用日が確認できない場合は、就業規則の写しも提出してください。電子申請により手続きをされた場合は、手続きが完了したことが分かる書類を併せて提出してください。
			③ 男女共同参画活動実績			女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく一般事業主行動計画を策定し、計画期間内である場合に評価します。 【確認書類】 一般事業主行動計画策定届の写しを提出してください。ただし、労働局の受付印のあるものとします。電子申請により手続きをされた場合は、手続きが完了したことが分かる書類を併せて提出してください。
			④ 障がい者雇用実績			障がい者の雇用の有無により評価しますが、障害者の雇用の促進等に関する法律に基づき、評価の対象は次のとおりとします。 ア 障がい者雇用が義務付けられている事業主は、法定雇用率を達成している場合に評価の対象とします。 イ 障がい者雇用が義務付けられていない事業主は、障がい者を雇用している場合に評価の対象とします。 なお、上記イに該当する事業主の場合は、次のいずれかのみ雇用の雇用でも評価の対象とします。 ① 短時間労働者（週所定労働時間 20 時間以上 30 時間未満）の障がい者 ② 特定短時間労働者（週所定労働時間 10 時間以上 20 時間未満）であって、重度身体障がい者、重度知的障がい者又は精神障がい者 【確認書類】 障害者の雇用の促進等に関する法律により雇用が義務づけられている事業主は、障害者雇用状況報告書の写し（最新の報告書）を提出してください。それ以外の事業主は、雇用している障がい者の障害者手帳等の写しと当該障がい者を 3 か月以上雇用していることが確認できる書類（桑名市ホームページ掲載の「配置予定技術者の雇用確認について（令和 7 年 12 月 2 日以降）」参照）を提出してください。 また、障害者雇用状況報告書の写しを提出する場合は、公共職業安定所の受付印のあるものとします。電子申請による手続きをされた場合は、手続きが完了したことが分かる書類を併せて提出してください。

項目分類 (大項目)	評価項目 (中項目)	評価基準 (小項目)		配点	評価点	評価の方法等
			⑤ 不当要求防止責任者講習の受講実績			自社が選任した不当要求防止責任者が、（公益）暴力追放三重県民センター主催の不当要求防止責任者講習を受講している場合に評価します。 なお、不当要求防止責任者講習の受講実績は、令和５年４月１日から「入札参加申請書兼技術評価点申告書」の提出期限の日までの受講実績を評価の対象とします。 【確認書類】 不当要求防止責任者講習受講修了書の写しのほか、当該受講者を３か月以上雇用していることが確認できる書類（桑名市ホームページ掲載の「配置予定技術者の雇用確認について（令和７年12月２日以降）」参照）を提出してください。 なお、代表者等（雇用主）が不当要求防止責任者である場合は提出不要です。
		災害協定締結の有無		10点	締結あり：10点 締結なし： 0点	発注公告日の前年度以前に本市と締結（自動継続）している災害協定がある場合に評価します。 【確認書類】 本市との災害協定書等の写しを提出してください。ただし、団体が締結している場合は、当該協定に加入していることが確認できる資料の写し等を併せて提出してください。
		建設機械の保有状況		5点	11台以上： 5点 6～10台： 3点 1～ 5台： 1点 保有なし： 0点	最新の経営事項審査における建設機械の保有状況（W 7）により評価します。 【確認書類】 最新の経営事項審査結果通知書の写しを提出してください。
		地元業者施工率		10点	80％以上：10点 80％未満： 0点	申告した地元業者施工率（元請の請負金額に占める市内本店業者（元請及び一次下請）の請負金額の割合）が80％以上の場合に評価します。 【確認書類】 「施工体制（地元業者施工率）届出書（様式第２号）」を提出してください。
技術者要件	技術者の育成	配置予定技術者の年齢		10点	40歳未満：10点 40歳以上： 0点	若手（40 歳未満）の主任技術者又は監理技術者を配置する場合に評価します。 なお、評価は、基準日（開札日の前日）時点での年齢で行います。 【確認書類】 配置予定の主任技術者又は監理技術者の生年月日が確認できるものの写しを提出してください。
合 計				70点		